

香川県臨床心理士会規約

(名称)

第1条 本会は、香川県臨床心理士会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、総会の承認を得た委託先の住所に置く。

(目的)

第3条 本会は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下、協会）の認定する「臨床心理士」の香川県内資格取得者の相互の連携を密にし、「臨床心理士」の資質と技能の維持向上、社会的地位の確立向上をはかるとともに、一般社団法人日本臨床心理士会の健全な発展に寄与し、もって国民の心の健康の保持向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 「香川県臨床心理士会」会報の発行
- 二 相互研修のための研究会等の開催
- 三 「協会」、日本臨床心理士会の主催する諸事業についての協力と発展に資するための諸活動
- 四 地域に対する啓発活動
- 五 その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

(会員)

第5条 本会の会員は、香川県内に居住する「臨床心理士」、及び県外在住で香川県内に勤務する（要届け出）「臨床心理士」とする。また、「臨床心理士」の資格取得を目指す者を準会員とすることができる。

- 2 会員は、「臨床心理士」の資格を取得し、所定の手続きを経て、本会役員会の承認を得た時点で入会するものとする。
- 3 会員は、本人が退会を届け出た場合および2年以上にわたる会費の滞納があった場合に、その資格を失う。
- 4 会員は、本会が主催する諸事業および活動に参加することができ、また本会の発行する会報等の出版物の配布を受けることができる。
- 5 会員は、「日本臨床心理士会倫理綱領」及び「香川県臨床心理士会倫理規程」を遵守するものとする。

(専門委員会)

第6条 会員は、会員登録に際し、自らの所属する専門委員会（医療保健・学校臨床心理士・産業領域・福祉領域・被害者支援）を一つ選択する。

(役員)

第7条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
 - 三 事務局長 1名
 - 四 事務局次長 1名
 - 五 書記 1名
 - 六 会計 1名
 - 七 広報 1名
 - 八 理事・副理事・コーディネーター 若干名
 - 九 監査 2名
- 2 役員はすべて名誉職とする。ただし、職務の執行について必要な実費弁償を受けることができる。

(役員を選出)

第8条 役員は、会員の中から選挙により選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員を生じた場合は、役員会において正会員のなかから新たな役員を選出し、これを補充する。補充された役員の任期は前任者の残任期とする。役員選挙規則は別に定める。

(役員の仕事)

第9条 会長は会務を統督し、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。事務局長は会長を補佐し、業務の遂行に当たる外、事務局を統括する。事務局次長は事務局長を補佐し、事務局を運営する。書記は事務局において会の組織を、会計は会の収支を管理する。広報は広報委員会を組織し広報活動を行う。理事・副理事・コーディネーターは各専門委員会を運営する。監査は会計の監査を行う。

2 一～七号役員は幹事会を組織し会務を執行する。

3 一～八号役員は役員会を組織し会務を合議する。

(特別委員会)

第10条 本会内に特別委員会(公認心理師関連、研修、倫理、乳幼児健診、緊急・災害支援)を置く。

2 特別委員会は会長が委嘱し、幹事会と協力をして懸案事項の処理にあたる。

(顧問)

第11条 本会に、会の発展に資するために顧問を置くことができる。

(総会)

第12条 会長は、年度に1回の総会を招集しなければならない。

2 総会は、委任状を含め会員の過半数の出席をもって成立する。

3 総会決議は、委任状を含め総会出席者の過半数をもって決する。

4 会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

(幹事会・役員会)

第13条 幹事会・役員会は必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会・役員会は、役員並びに一般社団法人日本臨床心理士会香川県代議員をもって構成される。

3 幹事会・役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

4 幹事会・役員会決議は、出席者の過半数をもって決する。

(会計)

第14条 本会の会計は、会員の年度会費、その他の収入による。

2 会員は、年度会費として8,000円を納入する。

3 研修会費等は、その都度必要経費として徴収することがある。

4 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(雑則)

第15条 この規約の施行に必要な規則または規程は、役員会の決議と総会の承認を得て、会長が定める。

(規約改正)

第16条 この規約は、役員会の3分の2以上の同意および総会の承認を得て、変更することができる。

附則

1 この規約は、平成2年2月24日より発効する。

2 この規約は、平成6年4月23日より発効する(世話人代表の呼称を会長と変更)。

3 この規約は、平成8年4月20日より発効する(事務局呼称変更、世話人制度廃止)。

4 この規約は、平成13年5月20日より発効する(役員、選挙規程追加)。

5 この規約は、平成15年5月11日より発効する

(会員、役員、役員の選出、顧問、総会、役員会、会計の変更、専門委員会、監事の追加)。

- 6 この規約は、平成16年5月16日より発効する（会計年度の変更）。
- 7 この規約は、平成18年5月14日より発効する（副会長、事務局補の追加、会費の変更）。
- 8 この規約は、平成21年6月1日より発効する（香川県臨床心理士会倫理規程・役員選挙規則の追加等）。
- 9 この規約は、平成24年5月20日より発効する（目的、専門委員会・役員の変更、顧問規程の変更）。
- 10 この規約は、平成25年5月19日より発効する（役員、役員の任務の変更、幹事会・役員会の追加）。
- 11 この規約は、平成 27 年 5 月 17 日より発効する（役員の選出の変更）。
- 12 この規約は、平成 29 年 5 月 21 日より発効する（特別委員会の変更）。
- 13 この規約は、平成 31 年 5 月 19 日より発効する（年度会費の変更）。
- 14 この規約は、令和 2 年 8 月 9 日より発効する（特別委員会の変更）。
- 15 この規約は、令和4年5月29日より発効する（事務局の変更、特別委員会の追加）。